

東海市危険物安全協会記念事業運用基金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会則第4条第1項第6号の規程に基づき、記念事業運用基金について定めるものとする。

(設置)

第2条 記念事業のため、東海市危険物安全協会記念事業運用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立)

第3条 基金として積立てる金額は、毎年度一般会計歳入歳出予算に定めるところによる。

(基金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 会長は、毎年度基金の運用状況について、総会に報告しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金から生ずる利息は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に充てるものとする。

(基金の処分)

第6条 基金に属する現金は、記念事業に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年2月1日から施行する。